

---

## セッション2. 必要とされる技術(1)

---

### 3) 保管環境

避難場所の確保と保管環境のコントロール

---

コーディネーター	神庭 信幸	東京国立博物館
討論者	赤沼 英男	岩手県立博物館
	荒木 隆	福島県教育庁
	及川 規	東北歴史博物館
	小谷 竜介	宮城県教育庁
	松田 隆嗣	福島県立博物館

#### セッション趣旨

災害時には文化財自体が破壊、損傷をこうむったり、もの自体は無事でも平常時の保管環境を失い、風雨や盗難の危険性に曝されたりするという事態に直面します。それらをレスキューするためには被災文化財の一時保管場所をできるだけ早く確保し、その環境を文化財保管に適切なものに整えていく必要があります。被災文化財の多くは、そのまま博物館や美術館のような文化財保管環境が整った施設に受け入れてもらえません。そのため、文化財保管施設でない場所に輸送しなくてはならない場合が多々あります。

このセッションでは、被災文化財の一時保管場所を確保する際、考えるべき条件は何だったか、乗り越えなくてはならない課題は何だったかを確認し、また、輸送後にその場所を文化財保管場所として適正にするための処置、工夫を例示して、情報と経験を共有したいと思います。

#### アンケート

##### 1) 被災文化財一時保管場所の備えるべき環境として考えた条件

◇ 神庭：被災文化財一時保管場所の備えるべき環境として考えた条件

◇ 赤沼：

(1) 被災地（被災施設）から救出された資料の一次保管

ア 博物館関係施設での一次保管

- ・博物館資料が収蔵・展示されている施設および一般事務室から隔離された空間
- ・換気が可能であること
- ・低温を維持できること
- ・直射日光が入らないこと(岩手県立博物館の場合には車庫を使用)

\*寒冷地の特性を生かし車庫を使用。平成23年6月15日以降、屋外冷凍庫に保管（一部の資料については農業高等学校の果樹用冷蔵庫に保管）。

イ 被災地での一次保管

- ・給排水設備が確保されていること
- ・換気が可能であること
- ・除湿機を設置するための電気設備が確保されていること
- ・直射日光が入らないこと
  - \*一部の機関については外部機関の協力を得、平成23年5月中旬～10月末の間に、紙を素材とする資料（以下、紙資料という。）については被災文化財等救援委員会が準備した冷凍庫に搬送。また、外部機関の支援により、施設内に小型冷凍庫を設置し、新たに救出された紙資料を保管。
  - \*\*適当な保管場所を確保できず、被災施設をクリーニングしたうえで再利用した機関、屋外テントに保管した機関もある。

(2) 安定化処理実施場所について

ア 博物館関係施設の場合

- ・給排水設備が確保されていること
- ・独立した空間で独立空調を有していること
- ・除湿機をはじめとする種々の機材を稼働させるための電気設備があること
- ・換気が可能であること

イ 被災地の場合

- ・給排水設備が確保されていること
- ・除湿機をはじめとする種々の機材を稼働するための電気設備があること
- ・換気が可能であること
- ・直射日光が入らないこと

(3) 安定化処理(除菌、除泥、および脱塩処理等の措置を施し、救出された資料を長期に渡り安定的に保管可能な状態にする処置)が終了した資料の保管

ア 博物館関係施設の場合

- ・基本的に収蔵庫またはそれに準じる施設内環境を維持できる空間
- ・くん蒸済み資料であること
- ・パッシブインジケーター等により、資料から有害な揮発性化学物質が発生しないことが確認されていること

イ 被災地の場合

- ・除湿機等を設置し、相対湿度60%以下の施設内環境を確保すること
- ・資料の状態観察が容易に行える資料配置が確保されること
- ・余震で転倒することのない資料棚が確保されること
- ・安定化処理完了資料と未完了の資料を完全に分けた状態で収納できる空間が確保されること。困難な場合、ガスバリアー袋を使い、両者が直接接触することがない収納状態を確保すること
- ・安定化処理完了資料については可能な限りくん蒸を実施すること
- ・収蔵施設内の温湿度測定を継続的に実施すること

◇ 荒木：温湿度がある程度一定の環境の下にあった資料の一時保管場所を選定するにあっては、一時保管時の資料の劣化をなるべく避けるために、①温度②湿度③収容ス

ペース④照度⑤盗難対策の4点について、なるべく安定的に確保できる状態の場所について検討し、一時保管場所を選定した。

- ① 温度：22℃前後になるべく保てる環境
- ② 湿度：60%前後になるべく保てる環境
- ③ 照度：直射日光を避け、150ルクス以下
- ④ 収容スペース：警戒区域内資料館（3館）収蔵資料及び個人蔵資料が収納できるスペースがある程度確保できる場所
- ⑤ 盗難対策：収納スペースに施錠できる（可能なら機械警備も併用）

◇ 及川：資料の汚染の程度、時期、想定される保管期間によってそのレベルや優先順位は異なると思いますが、

- ① 一般の資料とその保存環境に影響を与えないこと
- ② 資料の散逸や混在を避けられること
- ③ セキュリティ（盗難、火災）
- ④ 菌害、虫害の防除
- ⑤ 温湿度の安定、適度な通気性、遮光など など。

◇ 小谷：

- ・セキュリティの確保（人の目、施錠、機械警備）
- ・年単位での借用が可能な場所である
- ・交通アクセスがよい
- ・応急処置が可能な空間と光熱水の確保

◇ 松田：現在の福島県における被災文化財のレスキューを行っている資料について考えた場合、一時保管場所の備えるべき環境としては、当然、博物館の収蔵庫における環境に準じた条件が必要と考えます。少なくともその条件に近づけるようにすることが不可欠と考えます。

福島県内の博物館で直接津波の被害を受けた所はない反面、原発事故のため双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町の資料館等に収蔵されている資料については、そのまま取り残された状況となった。その間の状況について不明であるが、あくまでも博物館内から別の保管施設への移動と考えており、移動先の保管施設においても、博物館と同様の環境条件に準じることが不可欠と考えています。

また、これとは別に旧家の蔵や自宅あるいは神社など保管されていた資料についてもレスキューされた資料については、必要に応じてクリーニング、燻蒸等を行った後、当館の収蔵庫に保管しています。

## 2) 輸送後の環境整備処置

◇ 赤沼：基本的には1) の(3)と同じ。加えて、被災地における新規収納施設の設置に係る留意点は以下のとおり。

- ① ある程度の温湿度制御が可能であること（特に相対湿度を常時50～60%に制御で

きること)。

- ② 博物館資料に対し有害な揮発性化学物質の室内濃度が、基準値を下回る良好な環境を維持できること。
- ③ 照度調整ができること。
- ④ 紫外線防止型照明の使用。
- ⑤ 余震で転倒することのない資料棚が確保されていること。

◇ 荒木：県内の市町村が保有する既存資料館収蔵庫、学校校舎の空き教室等を探したが、資料を収納できるスペースを確保できる場所が見つからなかったため、警戒区域に近い浜通り地方で現在使用しなくなった高等学校校舎を一時保管場所として選定した。上記の条件を満たすために以下の措置を行った。

- ① 温度：3階建ての校舎の1・3階の教室を断熱層として2階部分の教室を保管場所として使用した。教室の窓全体に段ボール板及び発泡スチロール板を貼り、断熱及び温度安定化を図るようにした。
- ② 湿度：2階教室は上下階に部屋があるため、湿度はある程度安定している。保管場所として使用している各教室に除湿器を設置し、湿度の上昇を防いでいる。
- ③ 照度：教室のすべての窓に段ボール板及び発泡スチロール板を貼ることによって、日光が教室内に進入するのを防いでいる。
- ④ 収容スペース：町ごとに教室を変えて、必要な資料を収納している。
- ⑤ 盗難対策：各教室ごとに錠をつけ、校舎入り口部分の機械警備はそのまま使用することになっている。

一時保管場所の校舎からある程度長い期間保管できる施設として、福島県文化財センター白河館敷地内に仮設保管庫を設置し、長期保管施設に収納できるまでは仮設保管庫で保管する。仮設保管庫内には空調設備及び除湿器を設置し、温湿度管理を行う予定である。

◇ 及川：

- ① 輸送前に（レスキューを行うことが決まった時点で）、別館の収蔵庫1室とその前室を被災資料保管専用として確保した。収蔵庫なので1)の条件をほぼ満たす。ただ空調はない場所なので、空気清浄機と除湿器（6～11月）を稼働する体制を組んだ。
- ② 上記以外の場所（別館の旧講堂など）  
机、イス、床上の配線等を撤去。すのこ・スチール棚の設置。暗幕設置。簡易な断熱処置。

上の収蔵庫に比較して、温湿度安定性や密閉性が劣るので、除湿器・空気清浄機の稼働のほか、害虫トラップの設置、蒸散性防虫剤の設置、開口部周辺への残効性殺虫剤の散布など生物被害防除対策のこまめな実施。

- ③ 資料の一部は、ガスバリアフィルムに脱酸素剤等とともに封入して保管。

◇ 小谷：

- ・温室度の管理，特に湿度コントロール

- ・遮光
  - ・ラックまたは簀の子の設置（空間の有効利用と空気の循環システム）
  - ・燻蒸のシステム作り（特にカビ対策の方針、ガス燻蒸以外の対応法、外部施設の利用）
  - ・虫害発生時の即応できるシステム（CO<sub>2</sub>による燻蒸等）
- ◇ 松田：基本的には福島県内の博物館で直接津波の被害を受けた所はないため当然、博物館の収蔵庫における環境に準じた条件が必要と考えます。

### 3) 問題点

◇ 赤沼：

(1) 博物館関連施設の場合

- ① これまで通常保管されてきた資料と被災資料を共存させることに抵抗がある。  
（通常保管されてきた資料および収蔵空間への環境汚染が心配）
- ② 既に収蔵能力が限界に達し、新たな資料の受け入れが困難。
- ③ 収蔵した被災資料の管理責任（管理に要するコストと劣化等の問題が発生した場合の対処）。

(2) 被災地の場合

- ① 新規収蔵施設を設置する用地確保が難しい。
- ② 博物館資料を収蔵するにふさわしい環境設定可能な施設の設置が困難。  
（最低限、除湿機およびエアコンを確保し、直射日光が入らない施設の設置を呼び掛ける）

◇ 荒木：

- ・レスキューした資料を収納できる施設・場所をすぐに確保することができなかった。
- ・被災していない市町村立の資料館等の収蔵庫の空きスペースがほとんど無く、レスキューした資料の収納施設の候補にできなかった。
- ・一時保管場所の候補になる施設は廃校校舎などが多く、保存環境を良好な状態に保つことが難しい状況である。
- ・一時保管場所の環境を安定化させようとする多くの初期投資が必要であり、予算の確保を含めて即応性の点で課題が残る。

◇ 及川：

- ① 汚損が著しい資料（処置前）を一時的に保管しておける場所が限られる。
- ② 被災資料の管理（保存環境の維持、経過観察）に要するエネルギー・負担が大きい。
- ③ 自館資料の保管スペースの圧迫。

◇ 小谷：

① 博物館・文化財保護部局以外の施設の利用

動産の文化財等の取り扱いに不慣れな施設管理者側の資料を預かることへの不安の低減策が必要（フォローアップを誰が行うのか。特に自治体を越えたとき）

② 経常的な保存環境調査（温湿度、空気質）の体制作り

一時保管施設の収蔵環境の把握を経常的に行う必要がある。特に預かりっぱなしの施設では、資料の状態を確認する機会がほとんどないこともあり、そのフォローが必要である。一方で保存環境調査および分析が出来る人が少ないという欠点がある。

③ 保管施設化するために生じたランニングコストの負担

光熱費の負担をどこが行うのか。受け入れ側に負担をお願いしており、具体的な問題にはなっていないが、配慮すべき事項でもある。

④ 入れる資料のリスト整備等（受け入れ側の借用手続き）

文化財レスキュー事業では、救援委員会より一時保管施設に対して依頼文を出してもらっただけで、受け入れた資料が何かについて取り交わすものがなかった。なお、救援委員会と所有者の間には一時保管先と仮資料リストを付した仮預かり証が発行されており、この仮資料リストを一応渡す形としている。

この部分は、特に博物館が提供した一時保管施設からは、しかたがないがとしつつも、書類の適正化については幾つか要望があった。資料を預かる側、特に博物館にとっては一時とはいえ、資料を適正に預かる上では、管理の責任意識が高いことから、こうした要望がくる。逆に博物館以外ではこの部分については、ゆるく考えていることが多く、救援対象に対するアプローチの仕方が異なる人が関わる文化財レスキュー事業では、そこでの考え方、ギャップを含み込んだ対応が必要となるように思われる。

⑤ 常設の仮収蔵施設の確保の必要性

宮城県では埋蔵文化財整理室兼収蔵庫（建物管理は東北歴史博物館）が被災したため、県教委としては独自の収蔵場所が一切なく、各所をお願いすることとなった。県教委文化財保護課として管理できる場所があると、前述の問題なども含め、自由度の高い活動ができたものと思われる。

⑥ 一時保管施設の再編策の必要

ある程度長期間の使用を前提に一時保管施設を借りているが、コレクションの一体性、管理といった面では、応急処置、修復が進むにつれて保管施設の再編が必要になってくる。どのタイミングで、どのように実施していくのかという点は、どこが音頭をとるのかという点も含めて必要になる。もちろん、所有者と一時保管先との間ですべて調整すればよい、という回答もあるのだが。

◇ 松田：今後、保収蔵場所においてレスキューされた資料のクリーニングがはじまりますが、担当する方々がクリーニングについてどの程度理解されているのかが、問題というよりも気がかりです。

設備や器材の点、クリーニングにより除去する汚れや、カビについての人体に対する有害性についての知識をどの程度理解されているのかといった点です。

## 4) 問題点を解決するためにどのようなことに今後取り組むべきか？

## ◇ 赤沼：

## ○ すぐに取り組むべき課題

- ① 救出し、一連の安定化措置が完了した資料の状態を客観的データで示し、施設内環境に悪影響を及ぼす心配がないことを説明し、資料保管協力機関の理解を得る。
- ② これまでの措置内容からみて今後、資料劣化および施設内環境汚染につながる要因を抱えた可能性のある資料については、所有者にその旨を伝え、今後の取り組みの中で解決するよう注意喚起する。
- ③ 一連の処理が完了した資料を長期収蔵するための協力機関の確保。
- ④ 施設内収蔵環境、とりわけ博物館資料の収蔵に適した温湿度制御、換気、照明、有害な揮発性化学物質の発生が抑制された空間が確保される仮収蔵施設の設置を被災機関に促す。

## ○ 今後の大規模災害に備えた課題

- ① 今後の大災害に備え、あらかじめ複数の一次保管場所の目途をたてて置く。
- ② 大規模災害に備えあらかじめ冷凍保管場所の目途をたてて置く。
- ③ 被災地からそれぞれの保管場所への輸送システムと輸送費の目途を立てて置く。

## ◇ 荒木：自然災害に対応した都道府県単位の被災資料収蔵スペースの確保。

- ・博物館等の収蔵庫内に常に一定の空きスペースを確保しておく。
- ・収蔵庫にすぐに入れられない資料（未燻蒸資料等）を仮保管する場所の確保。
- ・県内資料館等の収蔵庫等の空きスペース情報を定期的に集約し、常にネットワーク化を図る。

## ◇ 及川：

- ① 汚染が著しい資料の、処置前までの保管対策(場所、仕様)。
- ② 処置済み資料・直接的な被災は受けていない資料の本格的な収蔵施設が整うまでの保管対策(場所、仕様)。
- ③ 資料管理作業を行える人材の養成、体制の構築。
- ④ 被災資料とその保管についての計画的・長期的調査。

## ◇ 小谷：

## ① 博物館・文化財保護部局以外の施設の利用

県職員の意識の向上、ルートの確保、日常的な職員の情報交換。

## ② 経常的な保存環境調査（温湿度、空気質）の体制作り

問題点を掴み共有するために、県内の保存環境担当学芸員の研修の導入、継続的な研修によって、多くの人が保存環境について理解していることが望まれる。

## ③ 保管施設化するために生じたランニングコストの負担

救援委員会が活動している間はボランティアに活動するという理解でよいか。

④ 入れる資料のリスト整備等（受け入れ側の借用手続き）

資料リストほか、預かり証等についてはフォーマットを定める必要がある。特にリストについては、作業時間との関わりの中で、資料性、学術性を担保したものを平時の中で積み重ねる必要があるように思われる。

⑤ 常設の仮収蔵施設の確保の必要性

埋蔵の整理収蔵施設を整備する中で、余裕をもった作りとする。

宮城の場合だと、整理が終了した資料は、東北歴史博物館に移管されることになっていることから、文化財保護課で管理している収蔵施設は、常に資料が動く収蔵庫となっている。その中でうまく作っていく計画である。


⑥ 一時保管施設の再編策の必要

数年単位で借りているとはいえ、資料が多方面に分散している状況から、徐々に一方所に資料を集約する必要がある。全体のコーディネートができる体制を作る必要がある。

◇ 松田：事前に専門家による指導あるいはレクチャーが不可欠と思われます。




## 討 論

**神 庭** 保管環境といいますと、大変に幅の広い内容を持っていると思います。一つには、 保安という意味での安全性が担保されていることが重要でしょう。それから、作品の保存という意味での空氣的な環境が安全であることが必要でしょう。また、単に作品や資料が詰め込んであるということではなくて、それらが整理、管理されやすい状況であることも条件ですし、先ほどのディスカッションに出てまいりましたように、そこに立ち入る人間にとっても安全な環境、健康被害を及ぼさない環境であることもまた必要になってくるだろうと思います。

そして、もう一つは、文化財などの歴史資料に直接関わる人たちだけがそこにアクセスする、保管中のアクセスはそういう方だけに限られるということではなくて、最終的な博物館等の施設に、いつになったら入れられるか分からないけれども、その長期的なスパンの中で、これまで作品や資料を楽しんだり勉強したりした市民の方々にアクセスしていただける環境をどう作っていくかということも含めて、震災後、災害後の資料の一時保管の環境について考えていく必要があるだろうと思います。

本日は、そういった中から、これを全て満足するような環境づくりが瞬時にできたところは恐らくないと思いますが、そういった観点を頭に入れていただきながら、各地域の皆さま方から具体的な事例、そして現状がどうなっているかをお話いただきたいと思っています。

**赤 沼** 岩手県の場合、保管されている資料の状況は概ね次の4つに分けられます。 ①被災機関等から救出されそのまま冷凍保管されている資料、②何らかの方法で乾燥あるいは除泥が施された資料、③除泥、除菌、脱塩等の処置が終わり、長期にわたり安定的に保管できる状態にまでに再生された資料（われわれは「安定化処理が終了した資料」と呼んでいます）、④安定化処理から抜本修復に入っている資料、この4つです。

冷凍保管されている資料はさて置き、乾燥、除泥が終わった資料はそのほとんどがプレハブや閉校となり使用されていない校舎に保管されています。文化庁が準備した被災ミュージアム再興事業を活用し、乾燥が完了した資料を収納するためのプレハブの建設を進めている機関もあります。考古関係資料、とりわけ土器については、埋蔵文化財センター等の協力を得、空いているスペースに一時収納をお願いしています。

安定化処理が終わった資料については、博物館関連施設のご協力をいただき、収蔵庫、あるいはそれに近い空調設備が整った部屋を提供いただき、そこに収納しています。抜本修復が施された資料については、博物館本来の収蔵庫またはそれに近い保管管理機能を有する室内に収蔵する予定です。

岩手県内の中でも大津波被害が最も深刻で、仮設収蔵施設の確保が難しい陸前高田市では、今のところ旧陸前高田市立生出小学校、現仮設陸前高田市立博物館が唯一の保管場所になっています。プレハブを設置しようにも、被災前の市街地に土地を確保することが容易ではありませんので、現在閉校となっている小学校を活用し、被災資料の安定

化処理と保管・整理を行っています。生出小学校にそれぞれ機能の異なる4種類の収納施設を準備中です。校庭には簡易冷凍庫、乾燥等が終わった資料を一時収納するためのプレハブの設置が進められています。ある程度の除泥を行いくん蒸を施した資料を収納する教室には、日光が入らないようカーテンや、エアコンを設置するための改修工事が施されています。図書室として利用されていた教室については除湿および加湿機能を有するエアコンに加え、調湿建材を敷設し調湿機能を高めたうえで、安定化処理が終わり、有害な揮発性化学物質等々の発生も見られなくなった紙資料等を収納する予定にしています。それから、安定化処理が終了した他の資料、および抜本修復が完了した資料を収納するため、体育館の中に新たに調湿建材を敷設した部屋を設置する準備を進めています。図書室同様エアコン等も設備し、湿度・温度を制御できる空間にした後、陸前高田市立図書館、陸前高田市立博物館、海と貝のミュージアム等の文化施設から救出された資料を保管することになっています。

**神庭** それでは荒木さんから、警戒区域内等から運び出されたものを中心に、お話をいただけたらと思います。

**荒木** 福島県はほかの3県とちょっと違ひまして、東京電力の福島第一原子力発電所の事故の影響で、立ち入り禁止になっている警戒区域の中に資料館が取り残されている状態です。その警戒区域内の資料館に保管されている資料のレスキューを、今、行っている最中です。



現在、まず第1弾で、一番材質的に劣化の心配のある紙、布の資料を中心に運び出しております。ただ、警戒区域の中からダイレクトにどこかに運び出すことができないので、福島県の太平洋岸の警戒区域よりちょっと北側の相馬市の学校に一時仮置きをしています。廃校になった学校なのですが、そこに一時移動させて、そこで整理、簡単な梱包をします。白河市に県の文化財センターがあり、そこに温湿度をある程度コントロールできるプレハブを建設中です。最終的にそこに運び込んで、ある程度保管します。

運び出したものを皆さんに見ていただくということで、その文化財センターに小さい展示施設がありますから、これからそこに順次運び込んで、整理した資料を皆さんに見ていただけるように、今、その準備も進めている状態です。

**神庭** 次に及川さん、お願いします。

**及川** 宮城県全体については県の教育委員会が掌握しておりますので、まず、東北歴史博物館で扱っている資料の状態についてお話ししたいと思います。



当館では石巻文化センター、東松島市、南三陸町、名取市など、いろいろなところの資料を収蔵庫1室とその前室、あとは使わなくなった講堂を一部屋空けて保管しております。基本的には博物館環境、あるいはそれに準じた環境ですので、一応、資料は安定していると思っています。

本館とちょっと離れた所にある別館が収蔵庫として使われていて、これは非常に古い建物で空調はないのですが、基本的にはそこに保管しています。特に脆弱な資料に関しては、安全を確認した上で、一部を本館の収蔵庫に分けて収蔵している状況です。

宮城県全体に関しては、小谷からお話しします。

**小谷** 宮城県の場合は、沿岸では15市町が津波の被災地になっています。15市町のう



ち、レスキュー事業に加えて、自力でやっているところが幾つかあるので、文化財レスキューに関わっていないのは、多分、松島町だけで、14市町は何らかの文化財の被害が起こっていて、かつ、津波ですのでその場に戻せなくて、どこかに動かさなければいけない案件があることになります。

内陸の方でも資料館が完全に倒壊したのは1棟だけで済んでいるのですが、その他、資料が入れられなくなった場所や、収蔵庫の中から空がよく見えるようになったところは何カ所かあって、都合6カ所ぐらいは資料を動かしたりして収蔵しています。これ以外に資料ネットが活動しているものが膨大にあるわけですが、今、数えた範囲では、東北歴史博物館を含めて、全部で20カ所ぐらいに資料の保管場所があるはずですが、

こういう状況ですので、入れている場所はもうピンキリです。いわゆる雨風さえしのげればよいということで、トラックヤードみたいなところに入っているものもあれば、もともとは診療所だったところ、つまり施錠や機械警備が入っているのですが、診療所をやめた後の木造の建物の中に入れているものもあります。それから、学校の倉庫だったところに取りあえずそのまま入れているという場所もあります。

状態が悪そうなものについては、温湿度のデータロガー等を置かせてもらって、環境を見ながら、順次、どうやっていこうかというお話をしています。その中では、岩手県と同じようにプレハブを造る方向でやっているところもありますし、考古資料だけの場合であれば、ほとんどお任せでよいという判断もしています。

なかなか一元的なことは言えないのですが、今後に関しては、来年度が中心になりますが、特に古文書類をはじめとした歴史資料等、それから軸ものといった美術作品等はそれなりの環境で収蔵できる体制をつくっていくのが、まず当座の一つの目標です。

もう一つの目標は、一部、津波がかぶらなかったということで、被災地の建物の2階に残している資料などもあります。それから、もういっぱいになったら次の場所を確保するという形で、1カ所の資料、ある1件の資料が複数個所に入っている場合もあります。この辺を再配置して、所有者もしくはそれを引き継いだ主として市町村、または博物館が一元的に管理しやすい体制をつくっていくというのが今の宮城県の状況です。

**神 庭** 大変複雑な状況がお聞きできたと思います。福島県博の様子、ないしは津波被害を受けたものがどうなっているかというあたりも含めながら、現状をご報告いただけたらと思います。

**松 田** 福島に関しては、いろいろな状況の資料があると思います。



一つは、例えば最初に地震が起きたときに、大体、翌日あたりからいろいろな学芸員にどういう被害を受けたかということ調べさせたのですが、その中で意外と出てきたのが、蔵が倒壊しかけているとか雨漏りしているとか、そういう被害でした。

もう一つ、藤沼湖という農業用ダムが内陸部にあるのですが、決壊して、ダムの水が須賀川市の文化財収蔵庫の下を襲いました。死者、不明者が8人だったと聞いていますが、今も1人の方が行方不明の状況で、その資料は淡水で被災したということです。

それから、先ほど荒木さんが言われたように、いわゆる放射能関係のことと津波の被害です。ですから、四つぐらいのパターンがあると考えていただけたらいいと思います。

福島の場合、一応、博物館で対応していますのは、そのうちの二つから三つということなのですが、最初に動きがあったのは、内陸部の藤沼湖という農業湖が決壊して、ダム決壊でその資料が流されたということへの対応です。これは私どもでは対応できなかったのですが、奈文研などの対応できるところで対応していただいたというのが現状です。私どもにはその設備がなかったものですから、対応できなかったということです。それ以外のことに関しては、ある程度、対応しています。

基本的に一番多かったのは、蔵が倒れるとか、神社のお堂がちょっと危ないとか、そういうものです。それぞれの分野の担当、民俗学の担当者が行って資料を預かり、基本的には博物館へ集めてくるという形です。博物館の場合、あくまでもレスキューというか、資料の一時預かりという形での対応です。預かってきたものをクリーニング、燻蒸して、博物館の収蔵庫へ保管するという形で今は進んでいます。

蔵にあったものは大体そういう対応ですし、一部に関しては、まだ返却まではいっていないのですが、別のところでレスキューした資料の展示というところまでいっています。

津波被災の資料なのですが、これが搬入された例は非常に少ないのです。といいますのは、やはり放射能被害との関連でまだ人が戻っておられないので、そこについてはほとんど不明とさせていただいたらいと思います。これからそれらが出てくるのだろうと。

ただ、一部の資料はあります。といいますのは、私どもの学芸員に南相馬の神社の神主を兼ねている者がいまして、自分の神社の資料が七つぐらい津波で流され、その資料を自分でレスキューして持ち込んだということです。それに関しては、この前のセッションと同じなのですが、文書関係が多かったものですから、一応、脱塩をして、乾燥をしております。

ただ、先ほども話がありましたように、インクが流れたものに関しては置いてくるという形です。所有者が近くにいるものについては、所有者と一点一点どうするかを決めながらやったということです。

放射能関係では、まず相馬市の一時的な移動に関しては旧相馬女子高校というところに入れていたのですが、その温湿度、さらに虫、ガスがどうなのかということなどを調査して、大丈夫かを確認して、そこへ入れているという形です。そのような対応になっています。

**神 庭** 現状について、概略を皆さんにご紹介いただきました。レスキュー活動が始まった直後から一時保管場所の確保が必要になったのだらうと思いますが、どのようなプロセスで探していかれたのか、小谷さん、そのあたりはどんな状況であったかをご紹介いただきつつ、問題点というか、課題のようなものが見えたら、併せてご発言いただけませんかでしょうか。

**小 谷** 今回のアンケートも含めて質問があったので、思い出そうとしているのですが、いまひとつ覚えていないのです。それで、早い段階というのは、平川先生と佐藤さん<sup>1</sup>が県庁に来たのが3月14日ですね。ですから、3月14日の段階で、一時保管場所が絶対

<sup>1</sup> 平川 新、佐藤 大介：宮城歴史資料保全ネットワーク（東北大学）

に足りなくなるので確保してほしいという依頼がありました。同じタイミングで、文化庁からも宮城県でどこまで対応できるかという話がメールで来ましたので、間違いなくその日から動いていると思いますが、3月14日はまだ電話が復旧していないタイミングでした。県庁は電気が通っていたのですが、佐藤さんたち資料ネットの方も直接来られたわけですし、その意味では問い合わせもしようがなかったのです。1週間ぐらいは電話が不通でしたので、震災の1週間後から動いているはずです。

その段階で、及川さんのところの東北歴史博物館には初めにお願いして、東北歴史博物館では、すぐに収蔵庫を1部屋空けたというご連絡をいただきました。収蔵庫一つで入るのかどうかというのは、石巻文化センターが間違いなく津波でやられているため間違いなく足りないのだけれども、そのほかは、どうなっているかもよく分からない中で、どこまで確保する必要があるのかわからないまま動き出したというのが第一歩だったはずです。それから先は、県の美術館がガレージならば貸せるということで、トラックヤードとガレージを空けましたという連絡がありました。それが事業出発時の大きな枠だったのです。

その二つで走りだして、あとは案件が出るたびにどうしようかと。それは、今回この会場にも多くの関係者がいらっしゃると思いますが、石巻文化センターのものは常にどこに入れるかという話と、物を引っ張り出してくるのが同時並行でした。まず、県の美術館に入れられることが決まって、美術作品を入れたらその段階で満杯になりましたので、その瞬間から文化センターのその他のものをどこに入れるかということで、ずっと議論していました。

それと、前のセッションであったカビが生え、海水に濡れること以上に大きかったのは、パルプ片が付着していることでした。これは石巻文化センターの報告に書いてあるので、お読みになった方は多いと思うのですが、真っ白になるぐらいパルプ片に包まれていた状態だったので、収蔵や一時保管という以前に、まずどこで処置をしてという手探りの形で動いていき、何となく今ある場所に落ち着いているというのが現状です。

**神庭** 場所を確保するときに、探すという意味では大変ご苦労があったと思うのですが、このあたりはどうかという目星がつくというか、そのときの受け入れ方のスムーズな対応というか、やはり難色がある場合も当然あったのでしょうかね。

**小谷** 難色というのをどこで言うかもありますが、検討していただくことに対して、否定的な反応は1カ所もなかったことは間違いありません。ただ、物理的にうちにはスペースがありませんという回答はありました。全市町村の博物館と教育委員会に問い合わせ、探してみますという回答を全てしていただいた上で、実際には見つかりませんでしたということはありました。

これは、特に5月、6月ぐらいの落ち着いてきた段階です。落ち着いてきたというのは、避難所が空き、救援物資などの活動が少し収まってきた段階です。4月は、そんな場所があったらその前に避難所になっています。ましてや文化財が入れられる、われわれが求めているような、ここに書いてあるようなレベルのものだったら、まずその前に人が入るでしょうというのが現状です。

それで言ってしまうえば、そもそも宮城県内のミュージアムでは、誰もいない建物だということで、窓ガラスを割られて遺体安置所になったところもありますし、展示室が避

難所になったところもあります。「展示資料はどうなりました？」と問い合わせても「展示資料も何も、それを確認するためには、避難している人たちをどけてもらわないと確認できませんから、展示の状況もよく分かりません」など、そういうところも現実にありますので、その意味で言うと、本当に先が見えない中で、空いたところから順次協力してもらいました。もちろんその中では、結果的に使わなかったところもあります。

**神 庭** この場合は、当然、環境レベルをどうこう言っている場合ではないということですね。とにかく、空間さえあればいいということになるのでしょうか。

**小 谷** はい。一昨年の夏ぐらいまでは、それで動いていました。

**神 庭** そのあたり、岩手県はどうでしたか。

**赤 沼** この点については岩手県立博物館の対応と、個々の市町村教育委員会の対応とは異なりますので、分けて説明します。

岩手県立博物館における被災文化財救援活動の開始は、岩手県沿岸地域の中でも最も深刻な大津波被害を受けた陸前高田市教育委員会が、平成23年3月31日に陸前高田市立図書館所蔵岩手県指定文化財の吉田家文書、および関連資料を救出してほしいという要請を、一関市博物館を通じて岩手県立博物館に伝達したことをきっかけに始まりました。要請を館内で協議し、岩手県指定文化財が被災した、という現状をふまえ、率先して救出に当たる必要があるという趣旨の説明を県教育委員会に行い、4月2日と3日の2日間、関係機関と連携し被災資料の救出作業を行いました。

救出した資料はそのまま岩手県立博物館に搬入されることになったのですが、館内での保管に当たっては、海水損した資料を通常保管されてきた他の博物館資料と共存させることは資料管理上不可能なため、ひとまず独立した空間で、低温を維持できる車庫に収納することにしました。寒冷地の特権かも知れませんが、岩手県の3月下旬から4月上旬の日平均気温は10℃以下ですので、腐朽の急速な進行はしのげるだろうと判断しました。

それから、陸前高田市教育委員会では、救出した資料を独自に整理し、安定化処理を施し、再生・整理していきたいという希望をお持ちでしたので、大変苦勞され閉校となった学校を手配したようです。その前に使用可能な校舎を一つ手当てしたのですが、そこは断水のため水を使用することができません。市の中心部から多少離れてはいますが、北上高地にあり3月で閉校になった生出小学校に資料を搬入し、当分の間そこで保管し、安定化処理を施しながら整理を進めようということになり、現在に至っています。

大船渡市では、大船渡市教育委員会が管理していた別館の民族資料保管庫が被災しましたが、市教育委員会および市立博物館が中心になって対応し、被災資料の一部を市立博物館等の空いている部屋に入れ、被災した建物の復旧を急ぎ、再収納いたしました。現在、脱塩・除菌等の安定化処理を行っています。

釜石市立郷土館の別館収蔵庫、この施設には海水が床面から30cm程度の高さまで侵水しました。大津波被害にあった他の施設に比べればそれほどひどい被害ではなかったのですが、やはり資料の中にはカビが発生しているものもみられました。別の保管施設を確保することができなかつたため、遠野市教育委員会、釜石市教育委員会、山形ネット、岩手歴史・民俗ネットをはじめとする多くの機関の協力をいただいて、施設や資料をクリーニングし、再収納しました。

鯨と海の科学館が被災した山田町では、自然史標本、漁撈関係の民俗資料をはじめとする被災資料の保管施設がなかなか見つからず、救出後役場の事務室や仮設テントなどに収納していました。自然史標本は安定化処理後相当数を岩手県立博物館で保管することにしました。民俗資料については収納施設を確保できない状態が続き、隣接する宮古市内の閉校の活用を県教育委員会が勧めましたが、遠隔地にあり町教育委員会として資料の管理が困難ということで、その使用を見合わせました。被災民俗資料については救援委員会の支援を得、再度クリーニングを施した後、被災した科学館の中に戻し保管している状況です。

適当な保管場所を確保できる場合であっても、立地条件によっては被災機関が直ちに活用できないケースが岩手県ではあったわけです。保管場所の確保には、被災資料の状態、收藏施設の環境、および立地条件など解決すべき課題が多いことを改めて実感しました。

**神 庭** 物を移動された際に、預け先からの預かり証など、いわゆる普通の状態でやるような事務的な取り交わしといたしますか、そういったことは今回どのような形で行われたのでしょうか。

**赤 沼** 実数の把握等が難しいことに加え、事務手続きがあまりに煩雑になった場合、被災機関に負担をかけます。そこで、県教育委員会生涯学習文化課が窓口になり、「こういう資料を預かってほしい」「こういう資料の安定化処理等をお願いしたい」といった要請を、被災機関からメールやFax等記録に残る方法で提出していただくことにしました。その要請に対し、一次保管場所、安定化処理の実施場所等を決め、それを県教育委員会を通じ市町村の被災機関に伝えるという形で、緊急対応しました。

安定化処理がある程度進み、実数が把握され、資料リストが出来上がった段階で、「現在、こういう状態にあり、こういう形で保管されています。これから先、どうしますか」という趣旨の問い合わせを、教育委員会を通じ再度被災機関に行います。その結果、「保管場所がないので当分の間引き続き保管をお願いしたい」という趣旨の回答が確認された資料について、保管する側と被災機関との間で文書を取り交わす、というシステムで対処しています。

**神 庭** 小谷さん、その辺は宮城県下ではどんな状況でしたか。例えば、資料ネットなどの団体が、個人のお宅からレスキューしてこられた塊をどのような形で県としてお預かりするかというのは、もう信頼関係で受け取るという、いちいち中を確認するわけにもいかないでしょうからね。個人との関係、NPOとの関係、その辺はどんな感じでしたか。

**小 谷** 資料ネットは、佐藤さんか天野さんに話してもらった方がいいと思います。今、預かり証は完全に分かれていて、先ほど20カ所と申し上げた一時保管場所は、原則、県の教育委員会で確保した場所です。それぞれの場所の所有者の了承を得て、確保した場所に入れたものについては、救援委員会と県の教育委員会が連名の預かり証、つまり、形式上は所有者から、「救援委員会と県の教育委員会がこの建物に入れます」ということで預かり証を出し、預かっている側にはそのコピーを渡すという形での書類のやりとりをしています。

**神 庭** 福島県では、そのあたりの関係性はいかがでしたか。

**荒 木** 福島は、一応、県の教育委員会が預かり証を発行して、警戒区域の中にあるそれ

それぞれの市町村から一括してお預かりする形で、今のところ対応しております。ですから、廃校の中も、この教室は何とか町、この教室は何とか町ということで、それぞれ町ごとに部屋を分けました。今、作っている温湿度管理がある程度できるプレハブについても、町ごとに区画を決めて、その中で保管する形で今のところ進めています。

**神庭** それは異なる地域から運び込まれたものの混乱を防ぐために、空間的な分離、隔離をするようにしていらっしゃるということですね。

**荒木** そうです。

**神庭** 一時保管のために施設を用意することは、なかなかたやすいことではないと思います。松田さんが事前に虫や温湿度環境等の測定、あるいは安全性を図った上でということもお話しになりましたが、必ずしも全てがコントロールされた状況ばかりではないと思います。いったん、さまざまな形で確保された取りあえずの空間に作品、資料を運び込まれた後に、後追いでいろいろな環境整備が始まっていくのだらうと思います。最も重要視された事柄は何かということをお聞きしたいと思います。

例えば、私は救援委員会のメンバーとして、陸前高田市立博物館関係の環境については、関わらせていただきましたが、生出小学校という建物の中に運び込まれた大量の民俗資料をはじめ、ありとあらゆる博物館資料をどのように保管していくのかということには相当の時間を費やして、現地の方々と共に行った記憶があります。とにかく、収蔵品量が多いということと、棚がほとんどない状況でしたので、なかなか整理が進まないということがありましたが、そのあたりは救援委員会のバックアップがあって、徐々に環境改善が進められていきました。

このあたり、皆さんはどういったところを最も重要視しながら、優先順位を決めていかれましたか、全てが重要であることは、もう議論を待たないと思うのです。温度を良くする、湿度を良くする、空気を良くする、当たり前のことなのだけれども、何から始めていったらいいのか。何を優先しながら、従ってこれは後に送ろうというあたりの考え方や判断材料について、いかがでしょうか。

**荒木** 福島は仮の保管のところが学校の校舎だったものですから、まず作業的に最初に行ったのが、日光を遮断して、温度の変化をなるべく抑えられるようにということで、とにかく廊下側も含めた教室の窓に、全部、発泡スチロールを張って、その上に段ボールを張って日光を遮断することと、断熱効果を持たせるということで、まずそれをやりました。その後、湿度を少しでも何とか安定させるためにということで、教室に除湿器を入れました。

**赤沼** 先ほど木川さん、あるいは当館鈴木<sup>2</sup>からも話がありましたが、救出した資料の量と状態によって柔軟に対応していかなければいけないということを今、改めて実感しています。

救出した資料をそれ以上劣化させないようにするため、低温に維持できる環境の確保を今にして思えば最初に行わなければならなかったと痛感しています。車庫に保管した資料については、4月上旬まではカビの心配をそれほどする必要がなかったのですが、4月中旬から下旬になり、北国でもようやくサクラの咲く季節になった頃から、カ

<sup>2</sup> 木川 りか：東京文化財研究所、鈴木 まほろ：岩手県立博物館



びの発生と腐朽の進行が懸念され、その対策についての検討を館内で行いました。

救出資料保管のための冷凍庫の必要性を確信した頃、4月15日だったと思いますが、全国知事会を通じ、被災地向けの医薬品や食料保管のための冷凍庫を無償で提供する用意があるという情報を、県教育委員会を通じ入手しました。本来の趣旨とは異なる使用形態でしたが、被災資料の保管に使わせてもらいたいという趣旨の説明を行ったところ、ご理解いただき、冷凍庫の無償貸与を受けることができました。

ただ、それだけでは救出した資料全てを保管することはできません。そこで、普段から交流のある岩手県立盛岡農業高等学校を通じ、岩手県立花巻農業高等学校に冷凍または冷蔵施設の状況をお聞きしました。その結果、前年秋に収穫した果樹を保管する冷蔵庫が使用可能である旨のお話をいただきました。果樹用の大型冷蔵庫は通年庫内温度が1~2℃に制御されており、それを借用して急場をしのいだという経緯があります。もちろん、その後に救出された資料については、救援委員会で準備された業務用大型冷凍庫に収納させていただきました。

資料の劣化進行を抑制するため、様々な処理を同時並行で施すことができればいいのですが、それはまず不可能だと思います。資料の状態に応じた安定化処理を施すことができるまでの間、低温を維持できる冷凍施設の確保が、海水損資料の場合まず必要であることを、改めて実感しています。一度冷凍庫に収納した後、少しずつ資料を取り出し、施設の整ったところで処理していくという方法を講じれば、救出資料の劣化はかなり防げると思います。その円滑な実施のためには、輸送システムの整備も必要であることはいうまでもありません。類似する自然災害発生時の緊急対応の一つとして、検討すべき課題と考えています。

**神 庭** 今回の一時保管先には、今、赤沼さんからご紹介のあった冷凍庫が、当然、挙げられなければならないと思います。これは救援委員会が、具体的には高妻さん<sup>3</sup>のご尽力によって、奈良市場冷蔵という会社を通じて全国ネットの冷凍会社に被災文化財を保管させてもらうという準備を整えていただいて、それらのマネジメントを救援委員会がやることになりまして、多くの水濡れ文化財が現在も冷凍庫に保管されています。これは、今回の災害レスキューで特筆していい新しい動きだったのではないかと思いますし、非常に効果のある保管の仕方だと思います。

岩手県では、今の赤沼さんのお話にもありましたが、独自で全国知事会等の協力を得られて、大型冷凍庫を無償貸与してもらったりと、今回さまざまな動きがありました。及川さん、いかがですか。環境改善に取り組む方向性として、どんなことをやってこられましたか。

**及 川** 資料の状態によって、置く環境は違うと思います。今、赤沼先生がおっしゃったように、資料が著しく汚損している場合は、やはり博物館の空間の中には持ってこられないと思います。当館では、幸い出土遺物の保存処理をする場所があるので、そこに持ってきての処置は可能でした。そういう空間と、車庫や倉庫に一時的に置くということを、汚損の激しい資料についてはやらざるを得ませんでした。

被災はしているのですが、被災はしているというのは、例えば水が入った同じ空間に

<sup>3</sup> 高妻 洋成：奈良文化財研究所

はあったけれども、直接的には水を受けていなかったという意味で、そのような資料については、収蔵庫を1室丸々空けて、そこに保管しました。それを空けることによって、一つはほかの館の収蔵資料に影響を与えることを防げるということと、救出してきた資料の混在と散逸を防げるのです。万が一、収蔵庫の中で被災資料から何らかの汚染物質などが出てきた場合でも、その一つの収蔵庫だけを処置すればほかには影響を与えないということで、まずそれを考えました。

**神 庭** 岩手県の旧生田小学校に大量の文化財が運び込まれて、移動は7月時点でほぼ完了したのですが、全部で20万～30万点ぐらいでしょうか、膨大な数のものが小学校の中に水に濡れた状態のまま運び込まれて、真夏を迎えて校内が大変な状況になったわけですね。と申しますのは、空調は当然ございませんし、湿度、温度は上がりっぱなしですから、その中で当然のごとくカビが生えていくという状況でした。従って、アレルギーで若干皮膚がかゆくなるとか、そういう現地の方もおられたぐらい、校内はものすごい量のカビが浮遊していたのだらうと思います。

当然、そういうことは災害時には予想されることだと思うのですが、こんな経験はいかがですか。ほかの場所では、一時保管庫における健康被害と申しますか、何かそういったものは特にございませんでしたか。

**松 田** 福島でそういう例はまだないのですが、今、心配していることにそれがあります。先ほどの話で、今、一時保管施設に移っているのですが、一部カビが生えているものがあります。今度それを白河に移して、そこは保管施設ですが、クリーニングが始まります。そこで作業をやっている方々自体、あまりそういう知識を持っていない方がタッチする可能性がありますので、その辺は非常に心配しています。といいますのは、それは委託事業として出されていることになるわけです。ですから、全く知識のない方がそういう作業に携わっていく可能性を非常に心配しています。

健康被害の心配もありますし、収蔵施設の中での作業となってくると、また二次汚染ということも入ってきますので、その辺が福島として、個人的には非常に心配しています。ですから、そういうものにも何らかの形で対応していかないといけないですし、委託でやられてますと、こちらから何も言えません。別の組織がやるわけですから、逆に言えば言いづらいので、どういう形でそれに対応していくかということが大きな問題としてあります。



**神 庭** 委託した施主はどこですか。県から委託内容にそういうことを盛り込んで、しっかりやることは無理なのですか。

**荒 木** 委託しているのは県の財団なのですが、そこと連絡調整を密にしながら、その辺は気を付けてやってもらえるように、作業者の安全管理等については指示は出したいと思います。

**神 庭** さまざまな事例があると思いますので、そう簡単にはいかないような気がします

が、文化財を守るということも当然ですが、健康被害についても十分に気を付けて取り組む必要があると、今回、私もつくづく感じた次第です。

佐藤<sup>4</sup> 保管場所の確保ということに関しましては、宮城県、それから東北歴史博物館の皆さまに大変ご尽力いただいています。保管場所の心配をせずに対応できているのは、まさしく宮城県、東北歴史博物館が確保してくれているおかげです。まさに役割分担だと思うのですが、先ほどもお話が出たように、まず保管場所を確保してくださいと。そこは行政でやっていただけるというか、われわれNPOは行政に何かを言うという立場ではないですから、そこは対応していただいたということです。



それから、東北歴史博物館とは、館の事業として災害対応という項目を作っていました。職員の派遣について、そういう形で根拠もつくっているということです。10年間の活動の蓄積、経験で、そういう関係になっています。

それから、宮城県の白石市でも震災前に活動して、白石市でわれわれが中世文書も含む地元仙台藩の重臣の文書を見つけていて、その保管庫ということで、文化庁の事業で整備した保管庫をその関係で使っています。

それから、冷凍庫も含めた保管場所の確保ですが、現場の尽力もそうなのですが、これは、文化財担当者のレベルでやる話を超えて、地域の防災対応として、最終的には担当部局にそういう問題があることを知ってもらってやるレベルの話になってくるとか、今話を聞いて感じました。現場の方が非常に苦労しています。次はそういう問題があるということ、災害対応の担当部局の人に認識してもらおう。冷凍庫の確保も含めて認識してもらおうということです。

それから保管場所の件ですが、日本の地域社会には膨大な資料があって、それが災害になると、今まで把握されていなかったものを含めて出てきます。現状の博物館や資料所蔵機関の収蔵庫の広さは個々の収蔵資料の量やそれぞれの事情によって決まっているとは思いますが、根本的に地元、万が一の際に出てくるものに対応できる一時保管場所のようなものが必要なのではないかとということです。最終的には収蔵庫ですが、その一歩手前のちょっと汚れているような状態のものを置いておける場所ということです。平時の代替わりという問題が出てくるので、個人で持ち切れなくなる例が多々出てくると思うので、その確保ということです。

しかし、全部を所蔵機関で引き取ることは、現実的に不可能だと思います。要するに、先ほど奥村さんから建物が被災すると壊れるという話がありましたが、個人宅でもいいですし、地域の公共団体的なところにある保管庫の耐震化や防火、そういうことで、今回みたいに津波が来てしまうと、なかなか耐震・防火だけでは難しいので、考えるべき問題があると思うのです。個人の家にお金なりを使って対応する制度は難しいということはもちろん承知しているのですが、やはりそのレベルで抑えるというか、例えば、条件として所蔵品を地域の公的なものとして使うことを同意していただく、所蔵者のご理解を得る。いろいろな条件を付ける必要があると思いますが、これは建物だけではなくて体制とかも関わってくるのですが、今回の保管場所という意味においては、所

<sup>4</sup> 佐藤 大介：宮城歴史資料ネットワーク（東北大学）

蔵者のところで保管してもらうため、災害対応も含めて保管するための仕組みがあると、そういう丈夫なところだと、そもそもこういう事態になったときにそこで守られるということがある。段階的に保管場所のレベルを考える必要があるという印象を持っています。

**神 庭** 現状の仕組みの中でも、博物館の建物、組織を強化することによって、その地域の個人蔵の寄託を受け、その寄託したものを博物館が保管、展示していく中で、そこが災害時の避難先になっているという状況を、今の仕組みの中でも積極的にそういうことをやっていけば、ある程度は実現できると思います。しかし、ちまたにある膨大なものを、そういう形で全て博物館が受け取るというのは、博物館そのものもとてもやり切れないでしょうから、何かしら考えていかなければならないですね。

**奥 村**<sup>5</sup> 今日こちらにおられるところは、皆さん、何かしなければいけないと努力しています。実際に地域防災計画の中に「保管場所は博物館の仕事である」と書き込まれていないと、博物館自体が積極的に行政の中で動けないという問題があり、県レベルの地域防災計画に入っているかどうかは非常に大きいと思います。今回の入っていないところというか、そもそもそういう契約を県の博物館ができていないところがあり、その場合だと、そこには最初から入れることもできないということの問題になっているところもあります。



阪神・淡路大震災のときには、最初に入れる・入れないだけで半年ぐらいの時間がたって、結局それで失われてしまったものもたくさんありました。地域防災計画の問題があって、それがどうなっているかということは、今回、実際にどう機能したか知りたいところだというのが1点です。

もう一つ、保管場所については、今日は話が出ていませんが、実は宮城ネットのものに関しては山形などにも運ばれているのです。その山形などのネットワークの方々、大学などを拠点に整備しているところがありますが、これは必ずしも県内で場所が確保されているわけではなくて、大学の中にあっても、ずっと維持できるかどうか怪しいというところもあります。結局、そういう意味でも、先ほども申しましたが、県をまたいだものが必要だと思います。そういう動きが今回の震災の中で出てきているように思っていますので、そういう点がどう深まっていくかが保管庫問題では大きいでしょう。

もし京都でお寺が壊れたら、そこにある仏像やふすまなどはどこに保管するのでしょうかということ、京博の方々と議論したことがあります、今のところお手上げです。極端に言えば、それはもう滋賀県に持っていくしかないなど、いろいろな議論がありますが、では、滋賀県も被災したらどうするのかとか、いろいろ大きな問題が起こってくるので、今回の震災のパブリックの枠組みの中で、相互協力がどこまでできるのか。

それから、その条件も、先ほども出たように、カビが生えていようが保管条件が悪かろうが、雨がかからなかったらそれでいいというところだけでも維持できないかということから、空調も含めて、すぐに入れ替えるべきだというものまで、いろいろなものがあると思うので、その辺をコントロールするところは誰がやるのかということ、実際問題、複数の府県にまたがったときには、すぐに問題になるのではないかと思います。

<sup>5</sup> 奥村 弘：歴史資料ネットワーク（神戸大学）

今のところ、何となく緩やかに展開していますが、次回のときというか、今も含めて保管場所の問題はまだ解決していないので、その点を今後どう考えるかということ、今日の話も受けてやっていくべきではないかと思います。

小 谷 一時保管の話と今の話はものすごく密接で、確かに博物館は収蔵庫があり、東北歴博や岩手県博もそうなのですが、僕が知っている範囲では、先ほど佐藤さんが報告したとおりで、東北歴博は今回の震災で収蔵庫の棚が倒壊して、自館の収蔵庫の収蔵物もどこかに動かしながら、さらに10万点を超える資料を、面積で言うと500m<sup>2</sup>ぐらいは確保しています。この震災のために、しかも先ほど言った汚染のことを考えて、独立した空間というか、ある程度、閉鎖した空間を確保してもらっています。

よく考えたら、そんなことができる博物館は日本中にどれくらいあるのかということを見ると、多分ものすごいことをやっていたらいます。それは岩手県博も伺っている範囲だとそういう規模で、かなり無理したことをやっています。この震災のこの現状を見たときに、県の博物館がものすごく使命感を持って仕事をしているというのが一つです。

一方で、私はもともと東北歴博にいましたが、現在は文化財保護行政の人間として、朝方の議論は私の中ではもうとっくに解決している話だったのです。では、県内の文化財を一つでも多く残そうという発想になったときには、今、奥村先生が言ったような形で、まずは場所を確保して入れてしまうことが前提になってくるだろうという点があります。それは、現実としては残す方向の話ですので、文化財がなくならないということになります。

一方で、博物館の人間、学芸員として物のことを考えたときに、物が入ってきました、何だかよく分かりませんが、段ボールに入っている紙ということしか分からないものが入ってきて、それはいつまであるか分かりません。でも、博物館なのだから、未来永劫預かってくださいというのは、多分、博物館の思想、学芸員の思想としてはないと思うのです。資料は博物館の収集方針に基づいて収集し、それを整理し、展示するために資料を受け入れるのであって、貸し倉庫ではないという発想がもう一方には当然あると思います。

ということは、預かってください、預かったものはその先どうなりますというところまで担保して、2年間、何とか取りあえず入れる場所があれば何とかありますという話だと、博物館とも交渉ができると思うのですが、その部分にいろいろな話といろいろな思想が入ってきてしまうと、ものすごく交渉がぐちゃぐちゃになってくると思うのです。

さらに、今回のように、私もお願いするときに書いたのですが、絶対に数年かかります。先もよく分からない。よく分からないけれども、取りあえず、多分何とかなるからというごり押しで、何とか東北歴博にあれだけのスペースをつくってもらったのです。ここの部分の整理は、この先の一時保管の問題を考えると結構大きい話になると思いますし、先ほど奥村先生がおっしゃったような指摘はそのまま、多分、未来永劫、そこを整理しておかないとならない。そうすると、その次の担保みたいなものの視野は、この震災のところでもうちよっと長いスパンの中でつくっていかないとはいけません。「こういう震災が起こったときは、先はこうなります」みたいな話が一方で必要に

なってくると思っています。

**神 庭** いざというときは場所を貸すという、相互協力というような取り決めをお持ちですか。

**小 谷** それは、先ほどの一時保管の話のときに、拒否したところがないことと同じレベルだと思うのです。震災のために1000m<sup>2</sup>の収蔵庫はいつも空けていますというところはないと思います。せいぜい特別収蔵庫みたいなところをずっと空けているから、そこというぐらいのレベルだと思うので、そこは議論の余地があるのかなと。

**及 川** 多分、博物館の保存環境を預かっている方は皆思うのですが、明らかに被災した資料を通常の収蔵環境というか、資料があるところにそのまま入れるというのは、やはりかなり抵抗があります。

私どもが受け入れることが可能だったのは、被災はしているのだけれども、そんなに汚染はひどくないということと、様子を見ていて大丈夫そうだというものが大半だったので預かっているのです。それから、処置をしてクリーンな状態にできたので預かっているということなので、本当は博物館の中ではなくて外に、例えば先ほど神庭さんがおっしゃったようなシェルターではないですが、プレハブでもいいので、非常時用のと言ったらまた変ですが、そういうものが一つあると、緊急時に使えると考えます。

それは、博物館環境よりも温湿度などのグレードは落ちてもいいと思うのです。もしそういうものがあれば、うちの博物館でももっともっと受け入れることは可能だったのではないかとと思っています。

**赤 沼** 救出資料の一時保管と併せ、一連の安定化処理および抜本修復が終わった資料の長期保管も課題です。当館では安定化処理を施した文献、古文書類、自然史標本、考古資料等の保管で、収蔵能力はほぼ限界に達しています。そこで安定化処理が終了した一部書籍類の保管を図書館関係施設にお願いすることにしました。

ただ、資料を受け入れていただくに当たり、長期保管に当たっての条件整備を求められました。保管中、資料に対しどれだけのケアが必要か、という質問が出されたことに端を発します。安定化処理が終わり、長期保管が可能ということでお願いした資料ですが、海水損した資料に対する処理方法は未確立であり、このような措置を施せば大丈夫、という実績をどこの機関も持ち合わせてはいません。そこで、これからどのような変化がいつ起こるか、全く予測がつかず、保管していただく機関に、定期的な経過観察をお願いするという負担を強いることとなります。その点についてご了解をいただく必要がありました。

最終的に、経過観察を保管者側で実施していただくものの、何らかの異常が発生した場合、保管者側で特別な対処を実施することはせずもう一度、措置を施した機関に戻し、そこで対処するという合意のもとに、保管していただいています。

膨大な量の救出資料に対し、救援活動に従事した機関は、それぞれの限られた条件の中で精一杯、可能な限りの措置を施したものと思います。当然、機関ごとに措置法が異なるわけですが、今後の資料返却に当たっては、措置の具体的方法、これから予想される現象、今後必要とする措置、および保管に当たっての留意点等をきちんと記載した書類を実物資料と共に提示する必要があると思います。

この会の中でも応急処置、修復などいろいろな言葉が使用されていますが、具体的内

容は千差万別で、海水損した資料に対する対処法がマニュアル化されていない現状をふまえると、ここまですべき対応の範囲、ここから先を抜本修復とする、という規定もありません。救援活動に従事したそれぞれの機関で施した措置の終点を対応の到達点として、資料返却と長期保管への移行が始まろうとしています。施した措置内容をきちんと記録しておかなければ、後に何らかの変化が生じた場合、すぐに対処することは難しく、新たな問題が発生する可能性があります。

資料を長期に預かるということは、それだけ責任も伴います。預かっていただいている機関で何らかの異変が起きた場合、今まで措置に全く関与していなかった機関に新たに発生した問題への対処をお願いするということは当該機関に相当の負担を強いることとなります。そのような点をふまえ、処置を施した機関では一連の措置内容を明記した書類を添えた上で、資料を送り出していかなければいけないと感じています。この点も今後整備すべき課題の一つと思います。

**神 庭** 私が冒頭にいろいろ申し上げましたが、条件を確立していく部分には、なかなかまだまだ手が届かないといえますか、まずは空間そのものをいかに確保するかということが最大の問題であることが明らかになったと思います。その中であって、今回、特に重要な新しいことといえますと、やはり冷凍庫を確保することによって作品の安定化と空間の確保ができるということです。これをもっと社会的に大きなこととして広げていく、それが今回のレスキュー委員会等、皆さんと共に作り上げた大きな成果だと思います。

それから、地域防災計画の中にどう盛り込むかということもありますが、まずは相互の関係性をより深めて、お互いの空間を融通し合えるような協力関係をつくと同時に、最後に赤沼さんからの発言にありましたが、信頼関係は作品の状態いかんによってはたやすく損なわれてしまうものですから、処置を行った資料、作品について、どのような責任を持って相手方にお預けするかということも、一時保管の上で大きな課題だろうと思います。これは、この前のセッションで行われた安定化処理とは一体何なのかということとも深く結び付いていく内容だと思います。